

## (8) バス停留所部

### ① 連続誘導がある場合

#### ①-1. 点状ブロック

バス停留所の乗口には、点状ブロックを縦、横2枚ずつ（計4枚）敷設するものとする。

##### <解説>

乗口の点状ブロックは、乗口の案内であると共に、乗車時以外に、視覚障害者が誤って車道側へ踏み出さないための警告用に敷設されるものである。点状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

降口での視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、今回の基準には盛り込んでいない。しかし、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区の整備において、バスターミナルのように、そこを起終点として地区内の移動の円滑化を図る必要がある場所では、降口から地区内に敷設された視覚障害者誘導用ブロックのネットワークへの連絡が重要と考えられ、敷設の検討が必要になってくると考えられる。なお、敷設する場合、その形状パターンは、乗口の場合と同様とする。

#### ①-2. 線状ブロックの列数

バス停留所の乗口から、線状ブロックを2列で伸ばし、歩道を誘導する線状ブロックと交差するよう敷設するものとする。

##### <解説>

線状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

#### ①-3. 歩道部を誘導する線状ブロックと、バス停留所乗口へ誘導する線状ブロックとの交差形状

分岐点であることを確認できるように、官民境界側に敷設する4枚については、点状ブロックとする。

##### <解説>

官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1. (2). ②-4」（p21）にて記述した内容により定めた。

図8-1 バス停留所での敷設（誘導がある場合）

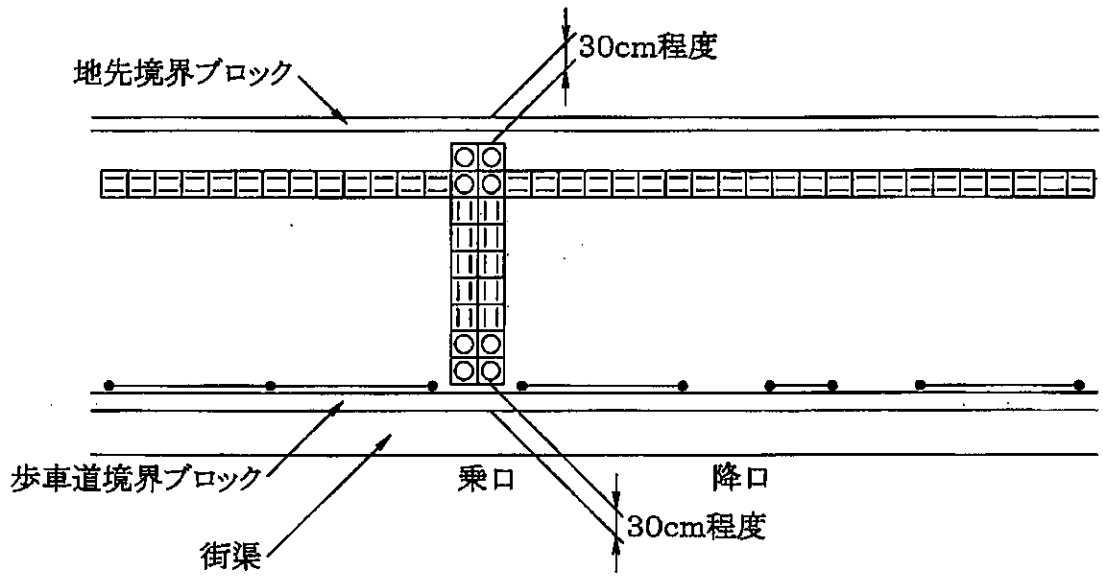
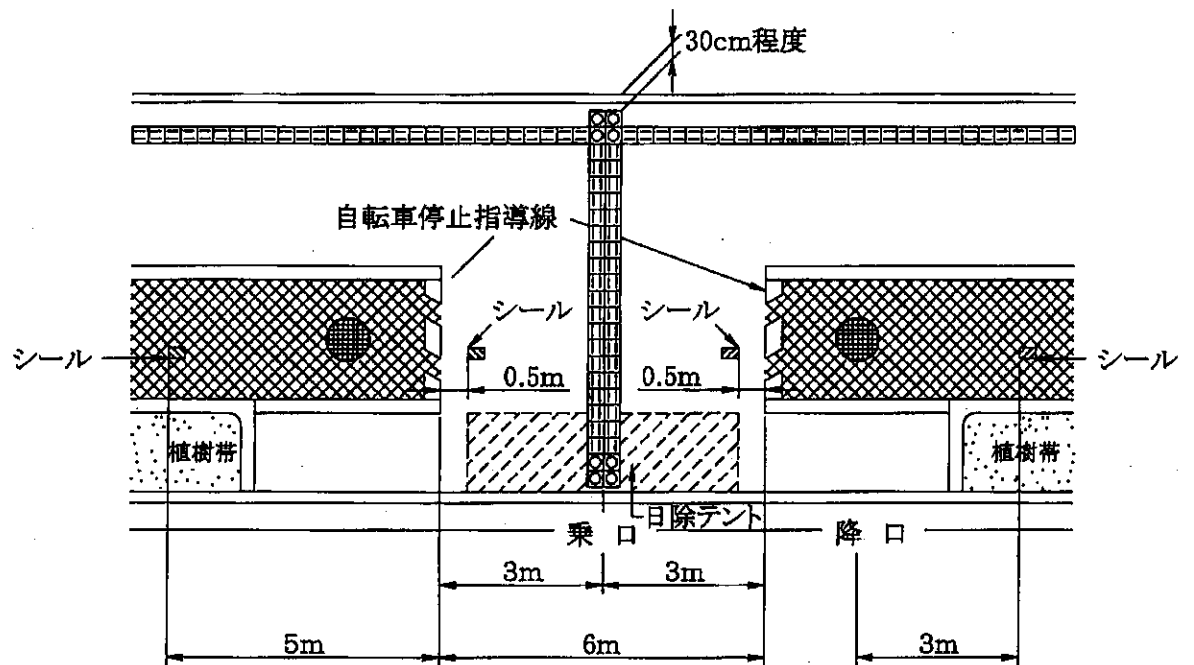


図8-2 バス停留所付近に自転車道がある場合の敷設（誘導がある場合）



## ② 連続誘導がない場合

### ②-1. 点状ブロック

バス停留所の乗口には、点状ブロックを縦横2枚ずつ（計4枚）敷設するものとする。

#### <解説>

乗口の点状ブロックは、乗口の案内であると共に、乗車時以外に、視覚障害者が誤って車道側へ踏み出さないための警告用に敷設されるものである。点状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

### ②-2. 線状ブロックの列数

バス停留所の乗口から、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚を点状ブロックとした上で、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。この線状ブロックの敷設に際しては、ブロックの端から、官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

#### <解説>

線状ブロックを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」（p3）にて記述した内容により定めた。

官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1. (2). ②-4）」（p21）にて記述した内容により定めた。

図8-3 バス停留所での敷設（誘導がない場合）

